

# 戸塚区バリアフリー基本構想

横浜市では、「横浜市福祉のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者と横浜市が協働し、地域福祉活動の一層の促進や、ソフトとハードの環境整備の推進を目指して、様々な取り組みを進めています。

各区の拠点駅周辺においては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、バリアフリー基本構想制度を活用し、駅周辺の一体的なバリアフリー整備を推進しています。

戸塚区では、平成20年5月に「戸塚駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきました。

この基本構想の策定から約10年が経過し、短期的な目標及び今後機会を捉えて整備を検討するものとして位置付けた事業は概ね実施済みとなっていますが、建築物等の各施設における具体的な事業は位置付けていませんでした。

そこで、戸塚駅周辺の更なるバリアフリー環境の構築に向けた見直しと、東戸塚駅、舞岡駅周辺地区のバリアフリー化を推進するため、「戸塚区バリアフリー基本構想」を策定しました。



## ■ 戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅の各駅周辺地区における重点整備地区の範囲

戸塚駅、東戸塚駅、舞岡駅の各駅周辺地区においては旅客施設や文化施設、福祉施設、商業施設、金融機関などの高齢者、障害者等を含む多くの方が利用する施設があり、当該施設相互間の移動が徒歩で行われることが見込まれる範囲を重点整備地区として設定し、バリアフリー基本構想を策定しました。

### 参考

#### ◆バリアフリー法とは

高齢者、障害者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性と安全性の向上を図るため、次の2つの大きな柱によりバリアフリー化を推進するものです。

#### 【公共交通機関、建築物、公共施設等のバリアフリー化の推進】

公共交通機関（駅・バスターミナルなどの旅客施設、鉄道車両・バスなどの車両）、並びに特定の建築物、道路、路外駐車場及び都市公園を新しく建設・導入する場合、それぞれの事業者・建築主などの施設設置管理者に対して、施設ごとに定めた「バリアフリー整備基準（移動等円滑化基準）」への適合を義務づけます。また、既存のこれらの施設等について、基準適合するように努力義務が課せられます。

#### 【重点整備地区のバリアフリー化の推進】

市町村はバリアフリー法に基づき、鉄道駅等の公共交通機関を中心とした地区などで、高齢者、障害者などが利用する施設が集まり、施設間の移動が通常徒歩で行われる地区（重点整備地区）において、公共交通機関、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため「バリアフリー基本構想」を策定します。

#### ◆バリアフリー基本構想とは

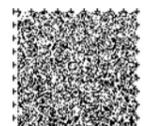
重点整備地区において、鉄道駅等の公共交通機関、道路や公園等の公共施設、高齢者障害者等が利用する公共的な建築物等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業等）の内容等を定めるものです。

なお、基本構想策定後は、各事業者が基本構想に基づき具体的な事業計画を作成し、重点整備地区内のバリアフリー化の事業を実施することになります。

横浜市では、原則、基本構想策定から5年後を目標に事業を実施していきます。

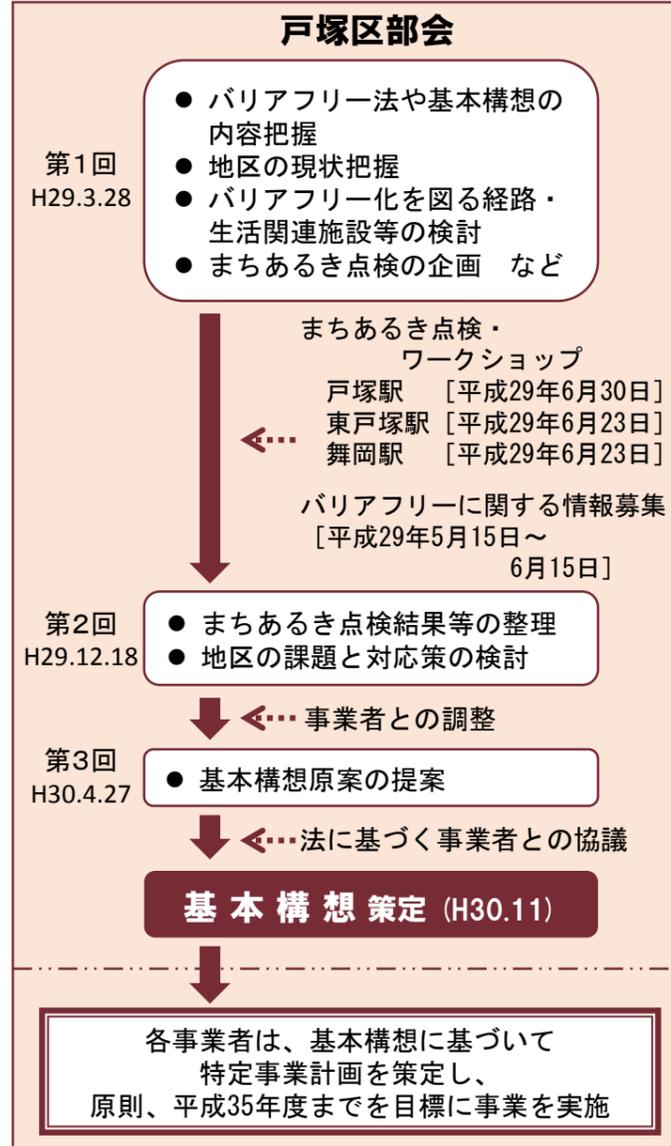
#### ◆これまでの取り組みについて

横浜市では、これまで、18地区（関内駅、鶴見駅、横浜駅、新横浜駅、三ツ境駅、戸塚駅、上大岡駅・港南中央駅、都筑区タウンセンター、星川駅、本郷台駅、大口駅・子安駅、二俣川駅、金沢文庫駅・金沢八景駅、いずみ中央駅・立場駅、杉田駅・新杉田駅、阪東橋駅・黄金町駅、市が尾駅、十日市場駅の各駅周辺地区）を対象に基本構想を策定しています。



## ■これまでの経緯と今後の進め方

学識経験者、高齢者・障害者等の市民の皆様、関係する事業者・行政機関などから構成される戸塚区部会を設置し、検討を進めてきました。



## ■その他配慮を要する事項

### （1）建築物のバリアフリー

建築物内のバリアフリー化については、建築物の所有者、管理者、占有者の三者が協力してバリアフリー化をする必要があり、建替え等の大規模な改修の機会でなければ整備が実施できないなどのケースもあります。

そのため、本基本構想において生活関連施設として設定した建築物のバリアフリー化について建築主等は建築物移動等円滑化基準の考え方を十分認識の上、できることから既存施設のバリアフリー化に努めます。また、建替え等の大規模な改修時などの機会を捉えて同基準への適合を図るものとします。

### （2）旭町通りの歩道のバリアフリー

戸塚駅周辺地区内の旭町通りの歩道については、有効幅員が一部狭くなっている箇所があるなどの課題があります。

違法駐車車両の誘導等を実施し、電柱の移設等による有効幅員の確保についても今後機会を捉えて検討するものとします。

### （3）東戸塚駅東側歩道のバリアフリー

東戸塚駅東側は地形の制約から、勾配の改善が困難な経路が多く、できる限り歩きやすさを向上させるため、歩道の平坦性を確保していく事が重要となります。

また、歩道の一部は沿道の地権者が歩道状空地として開放しているため、歩道の改修等の整備をする際には協議をしながら進めていく必要があります。

### （4）市道戸塚港南台線のバリアフリー

舞岡駅周辺地区内の市道戸塚港南台線のバリアフリー化については、歩道が整備されているものの、幅員が確保できていない部分があるなどの課題があります。

しかし、歩道の拡幅を行うためには用地買収を伴うなど大規模な整備が必要であり、現状を踏まえると早期の解決は難しいです。そのため、できる限り歩きやすさを向上させるため、有効幅員の確保について検討するものとします。

## ■基本構想策定後の事業の推進にあたって

- ◆横浜市・事業者・市民は互いに協力して、特定事業の円滑な事業の推進に努めます。
- ◆事業の進捗管理や事業評価の手法について検討します。
- ◆事業の進捗状況や事業内容について、広く市民の皆様にお知らせするように努めます。
- ◆新たな技術開発の動向や社会情勢等を踏まえ、必要に応じてバリアフリー化のための事業の見直しを検討します。
- ◆各種の啓発・広報活動及び様々な機会を活用した幅広い教育活動を通じて、心のバリアフリーを進めます。

### ＜お問い合わせ先＞

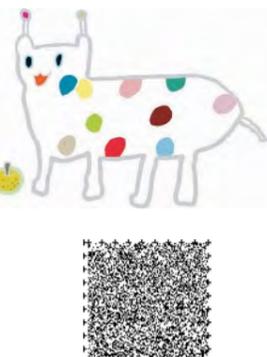
■横浜市道路局 計画調整部 企画課 計画調整担当  
〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地  
TEL：045-671-4086 FAX：045-651-6527 E-mail：do-barrierfree@city.yokohama.jp

■横浜市戸塚区役所 総務部 区政推進課 企画調整係  
〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17  
TEL：045-866-8326 FAX：045-862-3054 E-mail：to-kikaku@city.yokohama.jp

詳しく御覧になりたい方は、道路局企画課、戸塚区役所区政推進課及びホームページにて、基本構想の閲覧を行っています。

「横浜市戸塚区バリアフリー基本構想」で検索

発行 横浜市道路局・戸塚区役所 平成30年11月



■ バリアフリー化を図る施設及び経路と主な事業の内容 (戸塚駅周辺地区)

道路特定事業

- 戸塚駅東口駅前広場**
- 段差の改善
  - 舗装の改修
  - ◆駅から駅前広場までの移動等円滑化経路の確保方法の検討
  - ◎バス降車後の動線検討
  - ◆駅とタクシー乗場間の動線検討
  - エレベーターのボタンの改修
  - ◆案内標示の改善
- 経路2**
- 有効幅員の確保
  - 歩道の平坦化
- 経路5**
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
  - ◆縦断勾配の改善
  - ◆有効幅員の確保を検討
  - ◆舗装の改修
- 経路8**
- 視覚障害者誘導用ブロックの改修
- 経路11**
- 車止めの設置
- 経路16**
- グレーチング※の改修
  - 注意看板の設置
- 経路19**
- 舗装の改修
  - 案内板の設置
  - 植栽ますの改善検討
  - 車止め設置位置の改善
- 経路28**
- 車止めの改修
- 経路29**
- 案内板の設置
- 経路31**
- 段差の改善の検討
  - ◆段鼻の明示
  - ◆視覚障害者誘導用ブロック改修
  - ◆階段等の歩道の改修
  - ◆移動等円滑化経路の確保方法の検討
- 経路37**
- 案内サインの改修
  - 注意喚起看板の設置
- ※排水施設の蓋

公共交通特定事業

- JR戸塚駅**
- ◆障害者等の利用に適した券売機の設置 (橋上・地下改札)
  - 階段の段鼻の改善
- 市営地下鉄戸塚駅**
- ◎エレベーターのボタン改善 (改札内)
  - ◎照明施設の改修
  - ◎案内標示の改善 (改札内)
  - ◎エレベーターの改修 (改札外)
  - ◆障害者等の利用に適した券売機の設置 (改札外)
  - ◎案内標示の改善 (改札外)

交通安全特定事業

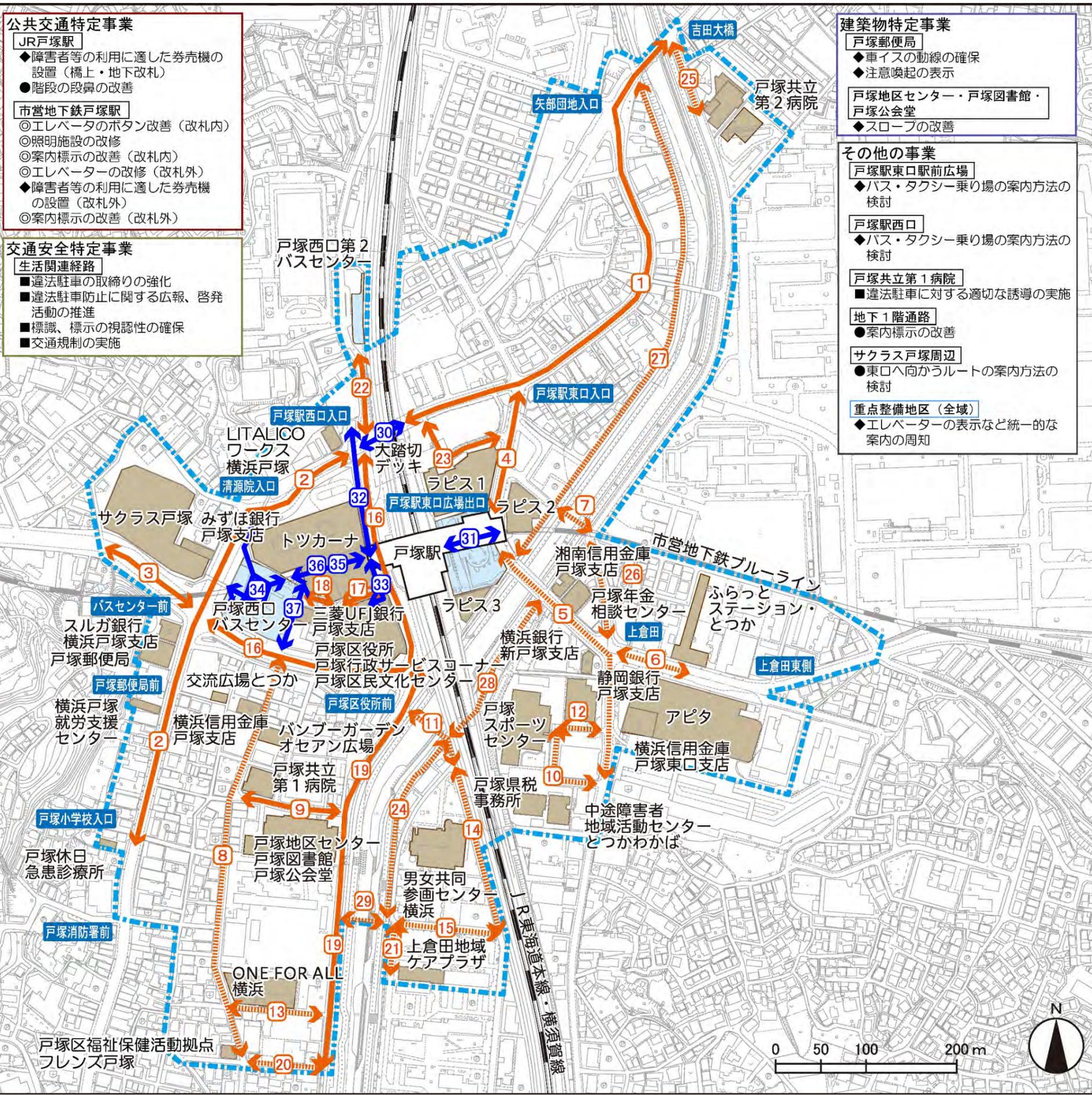
- 生活関連経路**
- 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - 標識、標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施

建築物特定事業

- 戸塚郵便局**
- ◆車イスの動線の確保
  - ◆注意喚起の表示
- 戸塚地区センター・戸塚図書館・戸塚公会堂**
- ◆スロープの改善

その他の事業

- 戸塚駅東口駅前広場**
- ◆バス・タクシー乗場の案内方法の検討
- 戸塚駅西口**
- ◆バス・タクシー乗場の案内方法の検討
- 戸塚共立第1病院**
- 違法駐車に対する適切な誘導の実施
- 地下1階通路**
- 案内標示の改善
- サクラス戸塚周辺**
- 東口へ向かうルート案内方法の検討
- 重点整備地区 (全域)**
- ◆エレベーターの表示など統一的な案内の周知



重点整備地区

重点整備地区の区域

生活関連施設

- 駅前広場・バスターミナル
- 建築物等

生活関連経路

生活関連経路 (A) 生活関連経路 (B) 生活関連経路 (A) (立体横断施設等)

**生活関連経路 (A)**

生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。

**生活関連経路 (B)**

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路 (A) に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路 (横浜市独自の取り組みとして設定)。

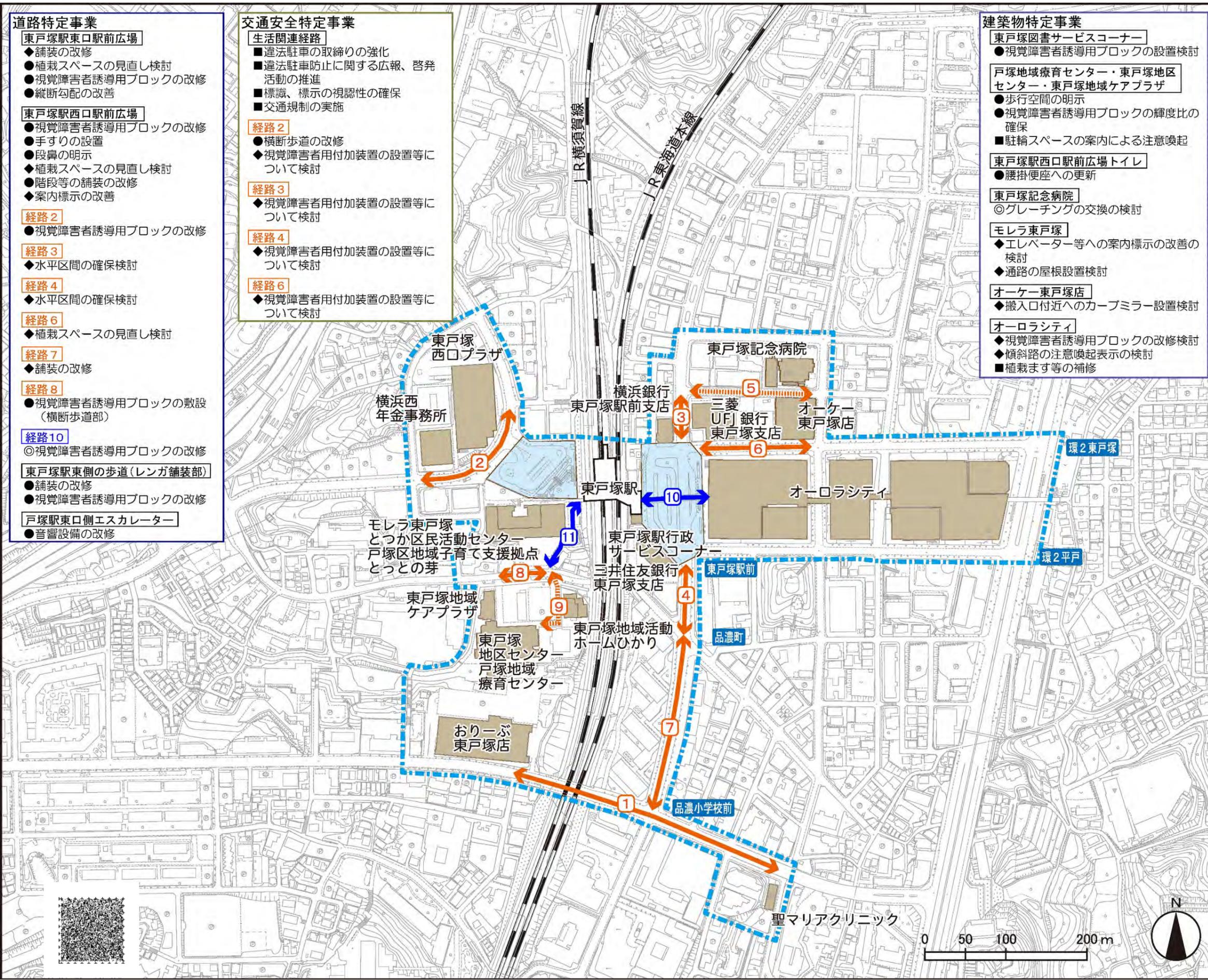
- 平成35年度までを目標に実施する
- ◆ 今後機会を捉えて整備を検討する
- 過去から継続している、継続的に実施する
- ◎ 実施済み

- 道路特定事業**
- 東戸塚駅東口駅前広場
    - ◆舗装の改修
    - 植栽スペースの見直し検討
    - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
    - 縦断勾配の改善
  - 東戸塚駅西口駅前広場
    - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
    - 手すりの設置
    - 段鼻の明示
    - ◆植栽スペースの見直し検討
    - 階段等の舗装の改修
    - ◆案内標示の改善
  - 経路2
    - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
  - 経路3
    - ◆水平区間の確保検討
  - 経路4
    - ◆水平区間の確保検討
  - 経路6
    - ◆植栽スペースの見直し検討
  - 経路7
    - ◆舗装の改修
  - 経路8
    - 視覚障害者誘導用ブロックの敷設(横断歩道部)
  - 経路10
    - ◎視覚障害者誘導用ブロックの改修
  - 東戸塚駅東側の歩道(レンガ舗装部)
    - 舗装の改修
    - 視覚障害者誘導用ブロックの改修
  - 戸塚駅東口側エスカレーター
    - 音響設備の改修

- 交通安全特定事業**
- 生活関連経路**
- 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - 標識、標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施
- 経路2
- 横断歩道の改修
  - ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討
- 経路3
- ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討
- 経路4
- ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討
- 経路6
- ◆視覚障害者用付加装置の設置等について検討

- 建築物特定事業**
- 東戸塚図書サービスコーナー
    - 視覚障害者誘導用ブロックの設置検討
  - 戸塚地域療育センター・東戸塚地区センター・東戸塚地域ケアプラザ
    - 歩行空間の明示
    - 視覚障害者誘導用ブロックの輝度比の確保
    - 駐輪スペースの案内による注意喚起
  - 東戸塚駅西口駅前広場トイレ
    - 腰掛便座への更新
  - 東戸塚記念病院
    - ◎グレーチングの交換の検討
  - モレラ東戸塚
    - ◆エレベーター等への案内標示の改善の検討
    - ◆通路の屋根設置検討
  - オーケー東戸塚店
    - ◆搬入口付近へのカーブミラー設置検討
  - オーロラシティ
    - ◆視覚障害者誘導用ブロックの改修検討
    - ◆傾斜路の注意喚起表示の検討
    - 植栽ます等の補修

- 重点整備地区**
- 重点整備地区の区域
- 生活関連施設**
- 駅前広場・バスターミナル
  - 建築物等
- 生活関連経路**
- 生活関連経路A(地上)
  - 生活関連経路B(地上)
  - 生活関連経路A(立体横断施設等)
- 生活関連経路(A)**
- 生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、既に両基準に沿った整備がなされている経路。
- 生活関連経路(B)**
- 生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。
- 平成35年度までを目標に実施する
  - ◆今後機会を捉えて整備を検討する
  - 過去から継続している、継続的に実施する
  - ◎実施済み

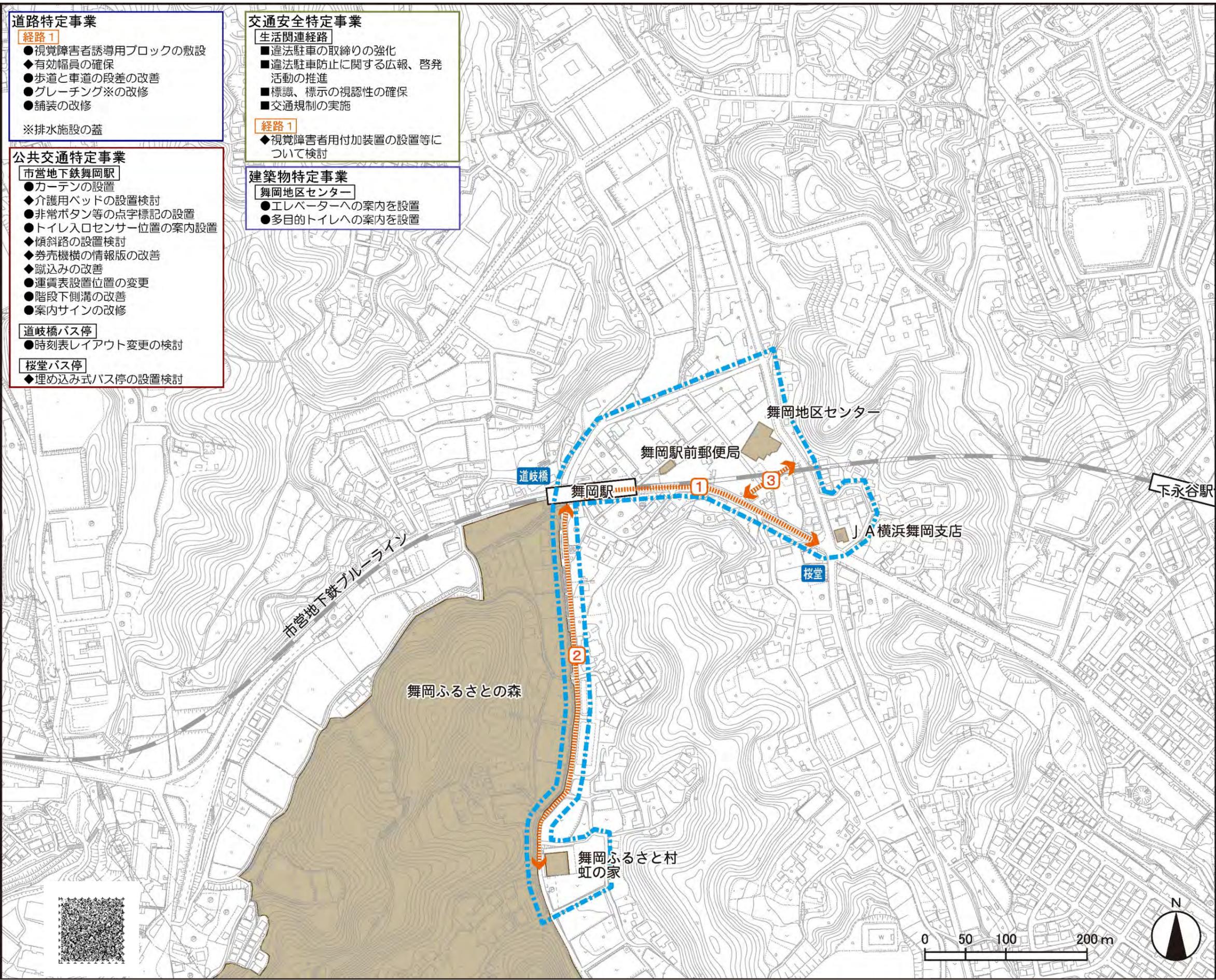


- 道路特定事業**
- 経路1**
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
  - ◆ 有効幅員の確保
  - 歩道と車道の段差の改善
  - グレーチング※の改修
  - 舗装の改修
- ※排水施設の蓋

- 交通安全特定事業**
- 生活関連経路**
- 違法駐車取締りの強化
  - 違法駐車防止に関する広報、啓発活動の推進
  - 標識、標示の視認性の確保
  - 交通規制の実施
- 経路1**
- ◆ 視覚障害者用付加装置の設置等について検討

- 公共交通特定事業**
- 市営地下鉄舞岡駅**
- カーテンの設置
  - ◆ 介護用ベッドの設置検討
  - 非常ボタン等の点字標記の設置
  - ◆ トイレ入口センサー位置の案内設置
  - ◆ 傾斜路の設置検討
  - ◆ 券売機横の情報版の改善
  - ◆ 蹴込みの改善
  - 運賃表設置位置の変更
  - 階段下側溝の改善
  - 案内サインの改修
- 道岐橋バス停**
- 時刻表レイアウト変更の検討
- 桜堂バス停**
- ◆ 埋め込み式バス停の設置検討

- 建築物特定事業**
- 舞岡地区センター**
- エレベーターへの案内を設置
  - 多目的トイレへの案内を設置



- 重点整備地区**
- 重点整備地区の区域
- 生活関連施設**
- 建築物等
- 生活関連施設**
- 高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設。
- 主として、「①高齢者や障害者等を含む不特定多数の人が利用する施設であること」かつ「②その施設へ至る手段が、主に駅からの徒歩によること」という条件を満たす施設。

- 生活関連経路**
- 生活関連経路 B (地上)
- 生活関連経路(B)**
- 生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その他地域固有の制約のため、生活関連経路(A)に設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)。
- 平成35年度までを目標に実施する
  - ◆ 今後機会を捉えて整備を検討する
  - 過去から継続している、継続的に実施する
  - ◎ 実施済み